

令和 6 年 5 月 3 1 日

福 祉 部 福 祉 課

第二期江東区地域福祉計画へ新たに盛り込む事項について

1 背景

江東区地域福祉計画（令和 4 年度～令和 7 年度）の策定以降、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策推進法の施行、東京都地域福祉支援計画の中間見直し等、地域福祉にかかわる施策が変化してきている。このためこれらの変化を踏まえ、以下の事項を第二期計画に反映する必要がある。

2 新たに盛り込む事項

（１）本区における重層的支援体制整備事業実施体制の検討

令和 3 年に施行された改正社会福祉法により新たに追加された規定。社会福祉法第 106 条の 3「包括的な支援体制」を実現するための一手法と定義され、市町村の手上げによる任意事業と位置づけられている。

（令和 5 年 10 月時点で 23 区中 11 区で実施または実施予定）

（２）孤独・孤立対策の推進

「孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るもの」とされており、福祉分野の上位計画となる本計画に盛り込むことで、各分野毎の取り組みに反映させていく。

（３）東京都地域福祉支援計画の中間見直しで新たに盛り込まれた地域生活課題への対応

- ① 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の推進）
- ② 孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進
- ③ 災害に強い福祉の推進
- ④ デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正